

## 大阪市住之江区社会福祉協議会 共同募金配分金事業

### 令和元年度「共生の居場所づくり推進事業助成金」募集要項

高齢者、障がい者、児童、外国人等、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくことができるようにするため、年齢や障がいの有無、家庭の経済的状況や学校への登校・不登校、国籍の如何等に関わらず、気軽に集い交流できるような、共生の居場所づくりを行う団体等に対して、助成をおこないます。

\*\*\*\*\*

#### 1 対象事業

- ・地区社会福祉協議会等の地縁団体、及びそれらと連携するその他各種団体等によって、集合住宅における各棟住民間の相互交流を図るもの。
- ・地区社会福祉協議会等の地縁団体、及びそれらと連携するその他各種団体等によって、食事会や学習支援等、子どもの貧困対策や居場所づくりに取り組むもの。
- ・地区社会福祉協議会等の地縁団体、及びそれらと連携するその他各種団体等によって、地域に暮らす様々な世代の住民と、障がい者等との相互交流を図るもの。
- ・地区社会福祉協議会等の地縁団体、及びそれらと連携するその他各種団体等によって、外国籍又は外国にルーツをもつ住民と、地域住民との相互交流を図るもの。

- 2 助成対象 区内に住所、所有地を有し共生の居場所づくり推進に向けて、具体的な取り組みをおこなっている法人（社会福祉法人、NPO等）又は地縁団体（地区社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会、町会、自治会等）及び有志グループ。

- 3 助成金額 1 団体上限10万円まで。  
※ただし選考結果によります。

- 4 対象経費 助成の対象となる経費は、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、修繕費(自宅のリフォーム費含む)、通信運搬費、業務委託費及び賃借料とする。

- 5 対象期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に行われた取組み。
- 6 申込方法 助成申請書（第1号様式）に、①団体概況書、②事業計画書、③収支予算書（見積書写し添付）、④その他（団体の定款や規約、直近1年間の具体的な活動実績が分かるもの、役員名簿等）を添付し、大阪市住之江区社会福祉協議会地域支援担当まで提出してください。
- 7 申込期間 令和元年11月1日（木）～12月27日（金）消印有効
- 8 選考方法 申請書類に基づき、大阪市住之江区社会福祉協議会で選考します。事業の実績、又は先駆性があり、継続性・有効性等が期待できる事業を優先的に採用します。
- 9 決定通知 結果については、1月下旬頃に文書で通知します。  
《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》  
・「助成請求書（第3号様式）」を提出  
・事業完了後30日以内に「事業完了報告書（第4号様式）」及び必要書類を提出 ※詳しくは、助成決定団体にお知らせします。
- 10 留意事項 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。

《申し込み、問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会 地域支援担当 樋原  
〒559-0013 大阪市住之江区御崎 4-6-10 住之江区在宅サービスセンター内  
電話番号 (06) 6686-2234 ファックス番号 (06) 6686-0400  
ホームページ <http://www.saza73.jp>